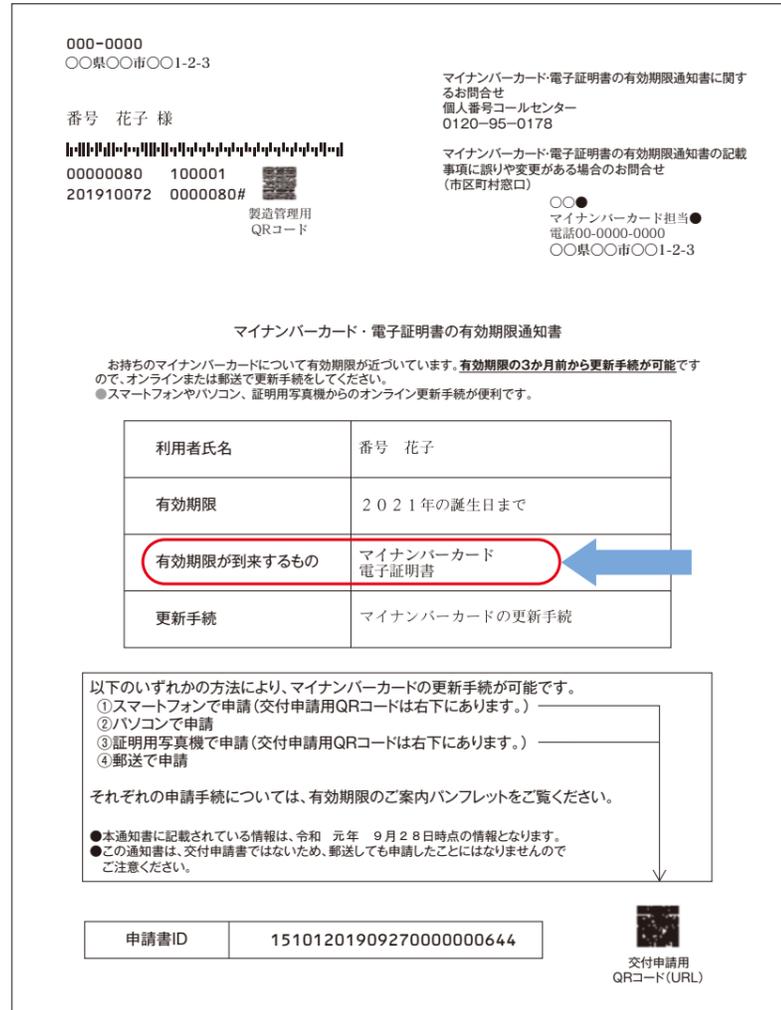


TAX e-tax(税申告)をご利用の皆さんへ
マイナンバーカードや電子証明書の更新はお済みですか？

☎ 住民課 ☎ 932-1467(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線111)

マイナンバーカードや電子証明書の更新対象者には、有効期限の2～3か月前を目途に、「マイナンバーカード・電子証明書有効期限通知書」が送付されます。



マイナンバーカード・電子証明書有効期限通知書

令和3年2月から始まる確定申告(e-Tax)などの電子申請の際に、電子証明書を利用していた人で更新のお手続きがお済みでない人は通知書の内容をご確認のうえ、更新手続きをお願いします。

またマイナンバーカードの更新手続きは、カードができ上がるまでに申請から約1か月程度かかります。ご利用予定の人は、お早めにマイナンバーカードを申請してください。申請後、役場から「個人番号カード通知書兼照会書」を送付しますので、現在お持ちのマイナンバーカードと必要書類を持参し、住民課で、新しいマイナンバーカードをお受け取りください。



☎…問い合わせ先

社会保険料控除の申告に使える国民年金保険料控除証明書が発行されます

☎ 住民課 ☎ 932-1467(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線115)

納付した国民年金保険料は、健康保険や厚生年金などの社会保険料と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

▶ **控除の対象になるもの**
令和2年1月から令和2年12月までに納めた保険料全額 ※過去の年度分や追納された保険料も含まれます。 ※自身の保険料だけでなく、配偶者や家族分の国民年金保険料を納付した場合は、その保険料も合わせて控除が受けられます。

▶ **社会保険料(国民年金保険料)控除証明書の送付時期**
①令和2年1月1日から令和2年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された人→11月上旬
②令和2年10月1日から12月31日までの間に、今年のはじめて国民年金保険料を納付した人→令和3年2月上旬
※日本年金機構から送付されます。申告書提出の際には、必ずこの証明書または領収証書を添付してください。

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようにしましょう。

☎ 東福岡年金事務所 ☎ 651-7967

マイナンバー(個人番号)カードをお持ちの人へ 住民票などのコンビニ交付 サービス停止期間のお知らせ

☎ 住民課 ☎ 932-1467(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線111)

システムメンテナンスのため、次の日程で各証明書のコンビニ交付サービスおよび本籍地利用登録申請サービスを一時停止します。

ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

▶ **コンビニ交付サービス停止期間**
● 令和2年12月29日(火)6時30分～令和3年1月3日(日)23時まで
● 令和3年1月6日(水)6時30分～23時まで
※作業の状況により、サービス停止期間が前後する場合がありますのでご了承ください。

▶ **対象となる証明書および申請サービス**
● 住民票の写し ● 印鑑登録証明書
● 戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)・戸籍個人事項証明書(戸籍抄本) ● 戸籍附票の写し
● 戸籍の本籍地利用登録申請

☎…問い合わせ先

70歳到達予定者および後期高齢者のための医療制度説明会

☎ 住民課 ☎ 932-1467(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線116)

70歳到達予定者のための医療制度説明会および後期高齢者医療制度説明会を次のとおり行います。

▶ **日時** 12月25日(金)
70歳到達予定者のための医療制度説明会 10時～
後期高齢者医療説明会 11時～
▶ **場所** 保健センター 2階会議室(役場庁舎内)
▶ **対象者**
70歳到達予定者のための医療制度説明会
(国民健康保険加入者のみ)
昭和25年12月2日～昭和26年1月1日生まれの人
後期高齢者医療説明会
昭和21年1月1日～昭和21年1月31日生まれの人

国民健康保険税の確定申告用納付確認書を郵送します

☎ 住民課 ☎ 932-1467(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線117)

令和2年中に支払われた国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の確定申告用納付確認書を、各納税義務者宛てに令和3年1月中旬に郵送します。なお、住民課窓口でも発行していますので、必要な場合は顔写真付きの身分証明書と印鑑を持って、住民課までお越しください。
※特別徴収(年金からの天引き)分については各年金の源泉徴収票に書かれていますので、確定申告用納付確認書の対象外となります。

ご自身の年金記録を確認しませんか？

☎ 住民課 ☎ 932-1467(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線115)

「ねんきんネット」は、いつでもどこでもパソコンやスマートフォンで最新の年金加入記録を確認できます！

年金記録だけでなく、将来受け取る年金の見込額、支払い状況などが確認できるので便利です。お申し込みは日本年金機構のホームページや、スマートフォンからでもできます。

▶ **日本年金機構ホームページ**
http://www.nenkin.go.jp/n_net/

スマートフォンの人はコチラ▶

